	【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）1　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。
①記憶容量が１ギガバイト以下のもの
②ディスクの直径が40㎜以下のもの
③最大データ転送速度が１秒につき270ギガバイトを超えるもの
2　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表　磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区分				基準エネルギー消費効率の算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	回転数	用途	
単体ディスク	ディスクサイズが75㎜超であってディスク枚数が１枚のもの			E＝exp(2.98×ln（N）－30.8)
	ディスクサイズが75㎜超であってディスク枚数が２枚又は３枚のもの			E＝exp(2.98×ln（N）－31.2)
	ディスクサイズが75㎜超であってディスク枚数が４枚以上のもの			E＝exp(2.11×ln（N）－23.5)
	ディスクサイズが50㎜超75㎜以下であってディスク枚数が１枚のもの	5000回毎分以下		E＝exp(2.98×ln（N）－29.8)
		5000回毎分超6000回毎分以下		E＝exp(2.98×ln（N）－31.2)
		6000回毎分超		E＝exp(4.30×ln（N）－43.5)
	ディスクサイズが50㎜超75㎜以下であってディスク枚数が２枚又は３枚のもの	5000回毎分以下		E＝exp(2.98×ln（N）－31.5)
		5000回毎分超6000回毎分以下		E＝exp(2.98×ln（N）－32.2)
		6000回毎分超		E＝exp(4.58×ln（N）－46.8)
	ディスクサイズが50㎜超75㎜以下であってディスク枚数が４枚以上のもの			E＝exp(2.98×ln（N）－31.9)
	ディスクサイズが40㎜超50㎜以下であってディスク枚数が１枚のもの			E＝exp(2.98×ln（N）－30.2)
	ディスクサイズが40㎜超50㎜以下であってディスク枚数が２枚以上のもの			E＝exp(2.98×ln（N）－30.9)
サブシステム			メインフレームサーバ用のもの	E＝exp(1.85×ln（N）－18.8)
			メインフレームサーバ用以外のもの	E＝exp(1.56×ln（N）－17.7)

備考）1　「メインフレームサーバ」とは、専用ＣＩＳＣ（ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたＣＰＵのうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。）が搭載されたサーバ型電子計算機（ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。）をいう。
2　Ｅ及びＮは次の数値を表すものとする。
Ｅ：基準エネルギー消費効率
Ｎ：回転数（単位：回毎分）
3　lnは底をeとする対数を表す。
4　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第75号（平成22年３月31日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

⑵　目標の立て方
当該年度の磁気ディスク装置の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5－7　ディスプレイ

⑴　品目及び判断の基準等

ディスプレイ	【判断の基準】 ①表１及び表２に示された基準を満たすこと。 ②動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。 ③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ＰＢＢ、ＰＢＤＥ）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。